

改正

令和3年3月16日阿蘇市条例第6号

令和3年12月15日阿蘇市条例第26号

阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例

阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例（平成17年阿蘇市条例第191号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館（以下「交流館」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 交流館は、阿蘇市の農産物をはじめ、自然や文化等の地域資源を十分に活用して、本市住民と都市住民との「ふれあい」を活発にし、相互理解による共生関係づくりを促進することを目的として設置する。

（名称及び位置）

第3条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館	阿蘇市波野大字小地野663番地1

（施設）

第4条 交流館の施設は、次のとおりとする。

- （1） 交流館1棟 鉄筋コンクリート2階建 1,033平方メートル
- （2） 屋内運動場1棟 木造 278平方メートル
- （3） 運動場
- （4） 駐車場

（業務）

第5条 交流館は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 自然や文化を活用した交流体験事業の推進に関する業務
- （2） 宿泊研修事業の推進に関する業務

(3) 前2号に掲げる業務のほか、設置の目的を達成するために必要な業務

(休館日)

第6条 交流館の休館日は設けない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を定めることができる。

(使用時間)

第7条 交流館の使用時間は、次のとおりとする。

(1) 宿泊の場合は、15時から翌日10時までとする。

(2) 研修及び会議等の場合は、9時から22時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第8条 交流館の施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しないことができる。

(1) 交流館の設置の目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。

(4) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(5) その他交流館の管理上支障があると認められるとき、又は、市長が適当でないときと認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 第8条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第11条 使用者は、施設等を使用するにあたって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) その他市長が公共の福祉の増進のため、やむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入館の禁止等)

第13条 市長は、交流館内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に退館を命ずることができる。

(使用料)

第14条 使用者は、使用の許可を受けたときは、研修及び会議等利用は別表第1、宿泊利用は別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は前納とする。

3 納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 交流館の管理上、特に必要があるため、市長が使用を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、交流館を使用することができないとき。

(使用料の減免)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用のため使用するとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害救助のために使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。前条の規定により使用の許可の取消し等の処分を受けた

ときも、同様とする。

- 2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第17条 故意又は過失により交流館の施設等を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第18条 交流館の管理は、法第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 市長は、前項の規定により交流館の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例(平成18年阿蘇市条例第1号。次項において「手続条例」という。)第4条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

- 3 前項の規定による指定管理候補者の選定にあたっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第4条各号の書類の提出を求め、手続条例第5条各号に照らし総合的に判断するものとする。

- 4 第1項の規定により交流館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、交流館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は使用時間を変更することができる。

- 5 第1項の規定により交流館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条、第9条、第11条から第13条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 6 第1項の規定により交流館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が交流館の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

- 7 第1項の規定により交流館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が交流館の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項(同第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第19条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条各号に掲げる業務
- (2) 交流館の使用の許可に関する業務
- (3) 交流館の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が交流館の管理上必要と認める業務
(利用料金)

第20条 第14条第1項の規定にかかわらず、交流館の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に交流館の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額に1.5を乗じて得た額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免又は還付することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 使用期間を終わっても、正当な理由がなく使用を続ける者
- (2) 使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は退場を命じたにもかかわらず使用を続ける者
- (3) 正当の理由無く原状の回復をせず、その費用を負担しない者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の交流館条例第16条の規定により管理を委託している交流館の管理については、平成18年8月31日までの間は、なお、従前の例による。

附 則（令和3年3月16日阿蘇市条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日までに利用の許可を受けた施設に係る使用料は、なお、従前の例による。

附 則（令和3年12月15日阿蘇市条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前までに利用の許可を受けた施設使用は、なお従前の例による。

別表第1（第14条関係）

区分	使用料		
	9時～13時	13時～18時	18時～22時
大広間	500円	600円	800円
研修室	500円	600円	800円
食堂	500円	600円	800円
スタッフルーム	500円	600円	800円
屋内運動場	500円	600円	800円
和室	500円	600円	800円
調理室	1,000円	1,200円	1,600円
運動場	500円	600円	800円
冬季ストーブ貸出し	1時間当たり200円（1台）		
コインランドリー	洗濯乾燥(16キログラム)1,100円 洗濯乾燥(7キログラム)900円 洗濯のみ(27キログラム)800円 乾燥のみ(12分)100円		

別表第2（第14条関係）

区分	使用料	備考	
宿泊室	一般	3,000円	素泊り（1人1泊） 浴室（入浴）使用料含む。
	小学生以下	1,500円	
	3歳未満	無料	
テント持込料（1張）	1泊 1,500円	浴室（入浴）を使用する場合は、一般1人300円、小学生	
オートキャンプ（1台）	1泊 3,000円		

		以下1人150円（3歳未満無料）の使用料を徴収する。
--	--	----------------------------

阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例（平成18年阿蘇市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請及び許可)

第2条 条例第7条第1項の規定による使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館の施設（以下「施設等」という。）を使用しようとする前に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 条例第7条第1項の規定による使用の許可は、使用許可書を交付して行うものとする。

(変更の許可の申請)

第3条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに別記様式を市長に提出しなければならない。

(使用等の取消しの届出)

第4条 使用者は、使用許可を受けた施設の使用の取消しをしようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(使用料の納付)

第5条 使用者は、使用許可書の交付と引換えに条例第13条第1項別表に規定する使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用者の遵守すべき事項)

第6条 使用者及びその者の使用目的に応じて入館した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた施設以外には立ち入らないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 施設等を毀損し、又は滅失しないこと。
- (4) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 許可なくポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは貼り付

け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。

(6) 許可なく寄付金の募集、物品の展示若しくは販売又は飲食物の提供をし、又は第三者にさせないこと。

(7) 前各号に掲げる事項のほか、施設等の管理上支障がある行為をしないこと。

(毀損の届出等)

第7条 施設等を毀損し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の立入り)

第8条 市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設等の維持のため使用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(使用終了の届出)

第9条 使用者は、施設等の利用を終えたときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(原状回復の点検)

第10条 使用者は、条例第15条の規定により原状に回復したときは、速やかに市長に届け出て、その点検を受けなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別記様式（第2条、第3条関係）
別記様式（第2条、第3条関係）

使用許可(変更)申請書

年 月 日

阿蘇市長 様

団体名又はグループ名.....
 申請者 住所.....
 氏名.....
 TEL.....

下記のとおり、阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館を使用したいので申請します。
 なお、使用に際しましては、関係条例及び施行規則に基づく指示に従うことを誓約致します。

記

使用日時	年 月 日 ~ 年 月 日 月 回使用 (日 日 日 日 日 日)
使用施設名	
使用時間	時から 時まで (時間)
使用目的	
使用予定人数	人
備考 (使用備品等)	
使用料金	計 円

使用許可書

上記のとおり使用を許可する。
 年 月 日

阿蘇市長

確認欄

--	--

取扱者 _____

改正

令和3年3月16日阿蘇市条例第7号

阿蘇市森の体験交流施設条例

阿蘇市森の体験交流施設条例（平成17年阿蘇市条例第104号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、阿蘇市森の体験交流施設（以下「体験交流施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 体験交流施設は、阿蘇市の子どもたちの年間を通じた野外活動や森林環境教育の推進を図り、都市住民との交流に資する森林・自然体験学習の振興を図ることを目的として設置する。

（名称及び位置）

第3条 体験交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
阿蘇市森の体験交流施設	阿蘇市波野大字小地野663番地1

（施設）

第4条 体験交流施設の施設は、次のとおりとする。

- （1） 観察施設 1棟 木造平屋造 20平方メートル
- （2） 木工・自然素材の細工等文化体験施設 1棟 木造平屋造 25平方メートル
- （3） 炭焼体験施設 1棟 12平方メートル
- （4） 炊飯施設 1棟 木造平屋造 30平方メートル
- （5） 衛生施設（トイレ）1棟 木造平屋造 30平方メートル

（業務）

第5条 体験交流施設は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 児童の野外活動や森林環境教育の推進に関する業務
- （2） 都市と農村との交流推進に関する業務
- （3） 前2号に掲げるほか、設置の目的を達成するために必要な業務

(使用の許可)

第6条 施設又は整備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しないことができる。

- (1) 体験交流施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
- (4) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) その他体験交流施設の管理上支障があると認められるとき、又は、市長が適当でないと認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第9条 使用者は、施設等を使用するにあたって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) その他市長が公共の福祉の増進のため、やむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入館の禁止等)

第11条 市長は、体験交流施設内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に退館を命ずることができる。

(使用料)

第12条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は前納とする。

3 納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 体験交流施設の管理上、特に必要があるため、市長が使用を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により、体験交流施設を使用することができないとき。

(使用料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用のため使用するとき。

(2) 地震、火災、水害等の災害救助のために使用するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。前条の規定により使用の許可の取消し等の処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第15条 故意又は過失により交流館の施設等を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 体験交流施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により体験交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の

事情があると認めるときは、阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例（平成18年阿蘇市条例第1号。次項において「手続条例」という。）第4条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

- 3 前項の規定による指定管理候補者の選定にあたっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第4条各号の書類の提出を求め、手続条例第5条各号に照らし総合的に判断するものとする。
- 4 第1項の規定により体験交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条、第9条から第11条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 5 第1項の規定により体験交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体験交流施設の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 6 第1項の規定により体験交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体験交流施設の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第17条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 第5条各号に掲げる業務
- （2） 体験交流施設の使用の許可に関する業務
- （3） 体験交流施設の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が体験交流施設の管理上必要と認める業務

（利用料金）

第18条 第12条第1項の規定にかかわらず、体験交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に体験交流施設の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額に1.5を乗じて得た額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免又は還付することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 使用期間を終わっても、正当な理由がなく使用を続ける者
- (2) 使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は退場を命じたにもかかわらず、使用を続ける者
- (3) 正当の理由無く原状の回復をせず、その費用を負担しない者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の交流館条例第17条の規定により管理を委託している交流館の管理については、平成18年8月31日までの間は、なお、従前の例による。

附 則 (令和3年3月16日阿蘇市条例第7号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第12条関係)

区分	利用料金		備考
	基本料金	割増料金	
観察施設	3時間以内	昼間300円	1時間 100円
木工・自然素材の細工等文化体験施設		夜間500円	1時間 200円 夜間 18時～
炭焼体験施設	1回	1,000円	素材費 実費
炊飯施設	1回	5人まで500円 以下1人100円	3,000円以内 燃料費 実費
衛生施設(トイレ)	無料		
冬季ストーブ貸出料	1時間	200円	

阿蘇市森の体験交流施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、阿蘇市森の体験交流施設条例（平成18年阿蘇市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請及び許可)

第2条 条例第6条第1項の規定による使用の許可を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、使用許可申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、阿蘇市森の体験交流施設（以下「施設等」という。）を使用しようとする前に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 条例第6条第1項の規定による使用の許可は、使用許可書を交付して行うものとする。

(変更の許可の申請)

第3条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに別記様式を市長に提出しなければならない。

(使用等の取消しの届出)

第4条 使用者は、使用許可を受けた施設の使用の取消しをしようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(使用料の納付)

第5条 使用者は、使用許可書の交付と引換えに条例第12条第1項別表に規定する使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用者の遵守すべき事項)

第6条 使用者及びその者の使用目的に応じて入館した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた施設以外には立ち入らないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 施設等を毀損し、又は滅失しないこと。
- (4) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 許可なくポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは貼り付

け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。

(6) 許可なく寄付金の募集、物品の展示若しくは販売又は飲食物の提供をし、又は第三者にさせないこと。

(7) 前各号に掲げる事項のほか、施設等の管理上支障がある行為をしないこと。

(毀損の届出等)

第7条 施設等を毀損し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の立入り)

第8条 市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設等の維持のため使用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(使用終了の届出)

第9条 使用者は、施設等の利用を終えたときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(原状回復の点検)

第10条 使用者は、条例第14条の規定により原状に回復したときは、速やかに市長に届け出て、その点検を受けなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別記様式（第2条、第3条関係）
別記様式（第2条、第3条関係）

使用許可(変更)申請書

年 月 日

阿蘇市長 様

団体名又はグループ名.....
申請者 住所.....
氏名.....
TEL.....

下記のとおり、阿蘇市森の体験交流施設を使用したいので申請します。
なお、利用に際しましては、関係条例及び施行規則に基づく指示に従うことを誓約致します。

記

使用日時	年 月 日 ~ 年 月 日 月 回使用 (日 日 日 日 日 日)
使用施設名	
使用時間	時から 時まで (時間)
使用目的	
使用予定人数	人
備考 (使用備品等)	
使用料金	計 円

使用許可書

上記のとおり使用を許可する。

年 月 日

阿蘇市長

確認欄

--	--

取扱者 _____